

甲府市 S D G s 推進パートナー登録制度 実施要領

1 目的

市内の企業・団体等を登録し、企業・団体等の S D G s の取組を促進することにより、本市における S D G s のより一層の推進を図ることを目的とする。

2 登録要件

登録は、次の(1)から(3)のすべてに該当するものについて行うものとする。

(1) 基本要件

本制度の目的に賛同し本要領を遵守するとともに、甲府市内に事務所等を有し、市内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主等（以下「法人・団体等」という。）。

(2) S D G s の取組

ア 具体的な目標を設定し、S D G s の 17 のゴールに関連する取組を実施していること。

イ S D G s の取組をホームページやチラシ等で発信する等、S D G s の普及・啓発に努めていること。

(3) その他の要件

ア 市税等租税公課の滞納がないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する事業者等でないこと。

ウ 法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。

エ 甲府市の S D G s の取組と相反する活動やイメージを損なう恐れのある活動をしないこと。

3 登録・変更

(1) 申請

甲府市 S D G s 推進パートナー登録制度への登録申請をしようとする法人・団体等は、甲府市 S D G s 推進パートナー登録制度申請書（第1号様式）を電子データとして、原則メールにて甲府市企画財務部 S D G s 推進課へ提出する。

(2) 登録

甲府市は、申請者が登録要件を全て満たすことを確認し、甲府市 S D G s 推進パートナー登録制度に登録する。登録された法人・団体等に対しては、登録証を交付し、市のホームページで法人・団体等の「名称」、「住所」及び「取組内容」を公表する。

(3) 登録期間

登録証の有効期限は、登録日から 3 か年とする。有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする法人・団体等は、3(1)に定める書類を提出することにより、登録を更新することができる。

(4) 変更

登録された法人・団体等は、甲府市 S D G s 推進パートナー登録制度変更届（第 2 号様式）を提出することにより、登録内容を変更することができる。

4 登録の取下

登録された法人・団体等は、登録の取下をしようとするときは、甲府市 S D G s 推進パートナー登録制度取下届（第 3 号様式）により、市に届け出なければならぬ。

5 登録の取消

登録された法人・団体等が次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録された法人・団体等から、登録の取消について申し出があったとき
- (2) 登録要件を満たさなくなったとき
- (3) 虚偽又は不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (4) その他登録を継続することが適当でないと認められるとき

2 市長は、前項の規定による取消を行ったときは、当該取消を受けた法人・団体等に通知するものとする。

6 登録された法人・団体等へのインセンティブ（随時追加）

(1) 一般事項

- ア 甲府市ホームページ等で取組を紹介・PR
- イ 登録者へのＳＤＧｓに関する情報提供
- ウ 登録証の交付
- エ 交流会等への参加によるマッチング機会の創出
- オ ＳＤＧｓに関する研修等の開催

(2) ＳＤＧｓ推進に資する事業等への支援事項（※）

別途、甲府市が設定する「甲府市ＳＤＧｓ推進助成金交付事業」への申請資格

※なお、6(2)については、今後の予算の確保状況等により変更の可能性がある。

7 取組の進捗状況報告

登録された法人・団体等は、毎年4月に、前年度のＳＤＧｓへの取組状況や設定した目標の達成状況等について、3(1)に定める様式により、市へ報告するものとする。

8 その他

本要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は市長が別に定める。

9 提出先・問合せ先

甲府市企画財務部ＳＤＧｓ推進課 宛

電話番号：055-237-5289

E-mail : koumreke@city.kofu.lg.jp

附 則

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。